



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

1
2023

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

新年、明けましておめでとうございます。

旧年中は、ひとかたならぬご厚情にあずかり誠に有難うございました。

新たな年を迎え皆さまにとって本年にご多幸がありますようお祈り致しております。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

最新情報

NISA抜本拡充など 2023 年度与党税制改正大綱公表

2023 年度与党税制改正大綱が 12 月 16 日、公表されました。来年度税制改正大綱では成長と分配の好循環を実現するため、個人投資家の優遇制度「NISA」の抜本的な拡充・恒久化を行うほか、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化に向けた具体的な方策、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築、インボイス制度の円滑な実施のための新たな税制上の措置、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などが盛り込まれています。

NISA は若年期から高齢期に至るまで、長期・積み立て・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、2024 年 1 月から非課税保有期間を無期限化します。つみたて型は年間の投資枠を 3 倍の 120 万円に、一般型は「成長投資枠」に衣替えし、年間投資水準を現行の 2 倍となる 240 万円に拡大し、年間投資上限額は合計 360 万円となる。生涯にわたる非課税限度額も現行の 800 万円から 1800 万円に拡大します。

スタートアップ支援については、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合や、エンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資した際、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設。その上限額については、米国の QSB に係る株式譲渡益の非課税措置の規模（約 13.5 億円）を上回る 20 億円とします。また、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行います。

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築では、相続財産に加算される生前贈与の加算期間を現行の相続開始前 3 年以内から「7 年以内」に延長し、延長した期間（4 年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しません。暦年課税との選択制として導入された相続時精算課税制度に求められる煩雑な税申告を、110 万円まで申告不要とし、税務署への届け出などの手間を軽減して制度の使い勝手をよくします。